

(2)洪水時の情報提供～①基準水位観測所における設定水位の意味～

- 国や都道府県では、洪水時において、予め定められた水位観測所における水位の情報を提供しています。この予め定められた水位観測所を「**基準水位観測所**」といいます。
- **基準水位観測所**毎に、災害発生危険度に応じた**基準水位**が設定されております。

レベル	水位など	基準水位観測所における設定水位の意味 (危険な箇所を設定した以下の水位を、基準水位観測所地点の水位に置き換えて設定)
5	氾濫の発生 (洪水特別警戒水位)	【氾濫危険水位】(洪水特別警戒水位) <ul style="list-style-type: none"> 市町村長の避難指示の発令判断の目安 住民の避難判断の参考になる水位 (水位設定の考え方) 堤防等の構造の基準となる水位(計画高水位)若しくは、リードタイム(避難完了までに、避難指示の発令、情報伝達及び避難等に要する時間)から設定される水位のいずれか低い水位
4 (危険)	氾濫危険水位	
3 (警戒)	避難判断水位 (洪水警戒水位)	【避難判断水位】 <ul style="list-style-type: none"> 市町村長の高齢者等避難開始の発表判断の目安 住民の氾濫に関する情報への注意喚起
2 (注意)	氾濫注意水位	【氾濫注意水位】 <ul style="list-style-type: none"> 水防団の出動の目安
1		

注: 上記の位置づけ等は、「越水」に関するものであり、「浸透」「侵食」については、監視を強化し、危険がある場合は、上記水位によらず情報提供することとしています。